平成２７年（フ）第１６４号
愛媛県松山市安城寺町518番地　安城寺マンション
債務者　寺村　　昭
法定代理人成年後見人　寺村　弘美
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６７号
愛媛県松山市白水台２丁目９番地６
債務者　坂野俊一郎
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６９号
愛媛県松山市桑原６丁目７番18号　桑原住宅１―406号
債務者　白石亜紀子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５９号
福岡県飯塚市明星寺25番地２　市営明星寺住宅１棟125号（前住所　福岡県飯塚市東徳前17番60号　コーポ徳前103号）
債務者　柿坂　廣子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１２２号
福岡県小郡市寺福童496番地12　801号室
債務者　川元　　豊
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第６６号
佐賀県杵島郡大町町大字福母1154番地３
債務者　稲佐　康隆
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第７２号
佐賀県伊万里市東山代町里4752番地
債務者　喜多　靖弘
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第７３号
佐賀県伊万里市東山代町里4752番地
債務者　喜多　貞子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第３００号
熊本市中央区水前寺５丁目７番13号　ヒラカワＡＰ１－Ｂ
債務者　濵坂健一郎
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３３１号
熊本市東区京塚本町67番３号
債務者　竹下　恭央
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３６６号
熊本市南区無田口町1809番地
債務者　奥田紀久子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８２号
茨城県取手市西１丁目40番８号
債務者　橋本　賢一
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
茨城県取手市寺田4695番地６　イオボヌール取手105、前住所東京都大田区西六郷４丁目３番１号　パークサイドハイム多摩502
債務者　矢野由紀子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
茨城県牛久市さくら台１丁目68―18　エスポワール102号室、住民票上の住所茨城県牛久市南７丁目８番地12
債務者　本合　俊幸
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
茨城県龍ケ崎市南が丘１丁目１番地４
債務者　渡部　樹里
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１１０号
大阪市西区本田３丁目９番18号　ハイツ本田301
債務者　松下　紀子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４２６号
大阪府東大阪市衣摺３丁目８番42号
債務者　河本　里枝（旧姓峪田）
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部